第百三回国会 参議院文教委員会会議録第四号

昭和六十年十二月十日（火曜日）
午前十時開会

委員の異動
十一月二十八日
辞任　補欠選任
関　嘉彦君　小西　博行君
十一月二十九日
辞任　補欠選任
志村　哲良君　世耕　政隆君
十二月六日
辞任　補欠選任
高桑　栄松君　中西　珠子君
十二月九日
辞任　補欠選任
小西　博行君　関　嘉彦君

出席者は左のとおり。
委員長　林　寛子君
理事
杉山　令肇君
柳川　覺治君
粕谷　照美君
吉川　春子君
委員
井上　裕君
山東　昭子君
仲川　幸男君
林　健太郎君
林　迪君
真鍋　賢二君
久保　亘君
中村　哲君
本岡　昭次君
高木健太郎君
中西　珠子君
関　嘉彦君
国務大臣
文部大臣　松永　光君
政府委員
文部大臣官房長　西崎　清久君
文部大臣官房総務審議官　五十嵐耕一君
事務局側
常任委員会専門員　佐々木定典君
参考人
私立学校教職員共済組合理事長　保坂　榮一君

本日の会議に付した案件
○参考人の出席要求に関する件
○私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案（第百二回国会内閣提出、第百三回国会衆議院送付）

○**委員長（林寛子君）**　ただいまから文教委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。
去る十一月二十九日、志村哲良君が委員を辞任され、その補欠として世耕政隆君が選任されました。
また、去る六日、高桑栄松君が委員を辞任され、その補欠として中西珠子君が選任されました。

○**委員長（林寛子君）**　参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案の審査のため、本案審査中、必要に応じ私立学校教職員共済組合の役職員を参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（林寛子君）**　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○**委員長（林寛子君）**　私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。
まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。松永文部大臣。

○**国務大臣（松永光君）**　このたび、政府から提出いたしました私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。
私立学校教職員共済組合の年金制度については、共済組合設立以来、国公立学校教職員の年金制度に準じて、その充実を図ってまいりましたが、近時、人口の高齢化の進行等により年金制度のよって立つ基盤そのものに大きな変化が生じております。
このような社会経済情勢の変化に対応し、長期的に安定した年金制度が維持されるよう公的年金制度全般にわたる見直しが必要となり、政府としては、制度全体の長期的安定と整合性ある発展を図るため、公的年金制度の一元化を展望しつつ、その改革を推進することといたしたところであります。
今回、提出いたしました法律案は、私立学校教職員共済組合の組合員等についても、国公立学校の教職員と同様に、国民年金の基礎年金の制度を適用することとし、同時に、共済年金制度における給付と負担の長期的均衡を確保するため、給付水準の適正化を図る等の措置を計画的に講ずることとするものであります。
次に、この法律案の概要について申し上げます。
第一に、共済年金制度に基づく給付は、原則として基礎年金に上乗せして支給する報酬比例年金とし、給付の種類としては、退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金等といたしております。
第二に、長期給付の給付額の算定の基礎となる平均標準給与月額は、組合員であった期間の全期間平均の標準給与の月額としております。
第三に、長期給付の支給等に関する事項については、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案における該当規定を準用することといたしております。
このことにより、共済年金の年金額については、厚生年金と同様の算定方式による厚生年金相当部分の年金額に、その二割に相当する職域年金相当部分の年金額を加えたものをもって年金額とするほか、支給開始年齢については、経過措置を短縮し、昭和七十年から六十歳となるようにいたしております。
また、退職共済年金について加給年金制度及び低所得者に対する在職中支給の制度を設け、障害共済年金について事後重症の制限期間を撤廃し、遺族共済年金について給付率を引き上げる等の措置を講ずるほか、公的年金の併給調整の実施、所得制限の強化等を行うこととしております。
さらに、既裁定年金の取り扱いについては、改正後の年金額の算定方式に類似している、いわゆる通年方式により算定した額に改定することといたしておりますが、従前の年金額はこれを保障することといたしております。
なお、年金額の改定方式については、消費者物

価による自動スライド制を採用することといたしております。

第四に、共済年金の給付に要する費用については、使用者としての学校法人等と組合員との折半負担とすることとし、国庫補助については、基礎年金拠出金の三分の一とすることといたしております。

第五に、共済組合の組合員等に対して基礎年金制度を適用するため、国民年金法等について、所要の改正を行うこととしております。

最後に、この法律の施行日につきましては、各公的年金の制度改正と同様に昭和六十一年四月一日といたしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかにご賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（林寛子君）　以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山東昭子君　我が国の社会は諸外国にも例を見ないスピードで急速に高齢化社会に移行しつつあります。また、戦後のベビーブームに生まれたいわゆる団塊の世代も今から約三十年後には年金受給者となり、そのころには我が国は高齢化社会のピークを迎えることになります。

現在の我が国の公的年金制度は御承知のように三種七制度に分かれており、このため産業や就業構造の変化により運営の基盤が不安定になる制度が生じることも避けられません。今回、我が国の未来の人口や社会構造の変化に適切に対応し得る公的年金制度を確立することを目的として一連の改革が進められ、既に前国会において全国民共通の基礎年金の導入などを主眼とする国民年金、厚生年金の制度改正が成立したところであります。

このたび提案されました私立学校教職員共済組合法の改正につきましても、他の共済制度と足並みをそろえて実施されるべきものと理解しております。我が党といたしましては、このような年金改革の重要性にかんがみ、本法案について速やかにその成立を図る必要があると考えておりますが、以下、若干、政府の見解をお伺いしたいと思います。

私立学校教職員共済組合は昭和二十九年の設立以来順調な発展を遂げてきていると考えますが、この私学共済制度はどのような考え方に基づき設けられたのですか、また、私学共済組合が今日まで果たしてきた役割についてどのように評価しておられるのか大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣（松永光君）　我が国の学校教育において私立学校は極めて重要な役割を担っております。その私立学校の教育を充実発展させるためには、私立学校の教職員が安んじてその職責を果たしていただくことが必要であり、そのためには教職員に対する福利厚生制度を整備することが大切であるわけであります。そうしたことで、昭和二十九年に、教育基本法にありますように「教員は、全体の奉仕者であって、」その「身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。」という教育基本法の第六条の趣旨に基づきまして、国立学校教職員共済制度との均衡に配慮して私立学校共済組合が設立を見たわけであります。

設立以来、私立学校の教職員の福利厚生に努めてきたところでありますが、そのことによりまして私立学校教育、ひいては我が国の学校教育の振興に私立学校教職員共済組合というのは非常に大きな役割を果たしてきたというふうに考えておるところでございます。

○山東昭子君　年金制度の今後については国民の重大な関心事となっておりますが、今回の改正案に対する大臣の基本的な考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣（松永光君）　今回の改正は、先ほど先生が御指摘になりましたように、我が国が急速に高齢化社会を迎えると、それに備える必要があると整合性を図ることを目的とする恒久的年金制度の改革をしなければならぬ、その改革の一環をなすものが今回の改正であるというふうに考えておるわけであります。

こうした公的年金制度の改革の方向に沿って、公的年金制度の一元化を展望しつつ給付と負担の均衡を確保するために給付水準の適正化を図る等の措置を講ずることとしておるわけであります。

こうした考え方のもとに、今回の改正では私学共済組合の組合員等に対しても国公立学校教職員と同様に全国民共通の基礎年金の制度を適用するとともに、共済年金をその基礎年金に上乗せする報酬比例年金として設計し、その給付水準についても厚生年金と均衡のとれたものにするということにいたしておるところでございます。

○山東昭子君　現行制度のままでは年金制度も崩壊すると言われる二十一世紀に軟着陸するための手だてが今回の制度改正であると理解しておりますけれども、今回の制度改正のポイントはどんなところなのでしょうか。

○政府委員（五十嵐耕一君）　ただいま大臣から申しましたように、私学共済年金といいますものは、教育基本法第六条の趣旨に沿いまして従来から国家公務員、地方公務員の共済年金に準ずることを建前としてきました経緯がございまして、今回の改正におきましても、国家公務員等の共済年金制度との均衡を基本とした改正を行うこととしておるわけでございます。

お尋ねの改正の主な点を申し上げますと、その第一でございますが、私学共済組合の組合員につきましても、全国民に共通する基礎年金、新国民年金を適用いたしまして、私学共済年金はその基礎年金の上乗せとして支給いたします報酬比例の年金といたします。

第二点でございますが、年金額の算定基礎額でございますが、これは現行の退職前一年間の標準給与から厚生年金と同様に全期間平均の標準給与月額といたします。

第三点でございますが、年金額の算定方法でございます。基本的には厚生年金と同様の方法によります。ただし、職域年金でございます共済年金の特殊性等を考慮いたしまして、厚生年金にはない職域年金相当部分の加算、これは厚生年金相当部分の二割、全体の基礎年金を考えますと約八％を行うこととといたしております。

それから第四点でございますが、退職後他の公的な被用者年金、例えば厚生年金でございますとか、他の共済年金でございますが、そういうものの加入者になりました場合には、その者の年金以外の給与所得の額に応じまして退職共済年金の一部を支給停止することといたしております。また、同一人に二種類以上の年金の受給権が発生いたしました場合には、選択によりまして一つの年金を支給することといたしております。

第五点でございますが、年金額の改定は従来は給与改定に伴いました政策改定を行っておるわけでございますが、今回の改正におきましては、消費者物価によります自動スライド方式によって行うということにしております。

それから、国庫補助でございますが、これは基礎年金拠出金の三分の一を補助することといたしまして、掛金でございますが、これは組合員と学校法人の折半によって負担をするということでございます。

また、既に退職し年金を受けている者につきましても、法施行日以後の退職者との均衡を考慮いたしまして裁定替えを行います。この場合、従前の額は保障いたしますが、その従前額につきましてはスライドを一定期間行わないということでございます。

また、施行日でございますが、これは昭和六十一年四月一日とするという以上の八点でございます。

○山東昭子君　今回の改正では、給付水準の適正化を図ることが眼目の一つになっておりますが、その具体的な方法と現行と比べどの程度の給付水準になるのか、簡単で結構ですけれども、お伺いしたいと思います。

○政府委員（五十嵐耕一君）　今回の改正案におきましては、先ほど申しましたように全国民に共通します基礎年金を導入すること、その上に報酬比例の年金として私学共済年金を設けること、この報酬比例の年金の算定方法を厚生年金のそれと基本的に同じものとすることにより給付水準の適正化を図ることといたしております。

基礎年金の導入によりまして現行の世帯単位の私学共済年金が夫と妻の二つの個人単位の基礎年金と報酬比例年金とに分解されることになりますので、改正前後の年金水準の比較といたしましては、改正後の私学共済年金に基礎年金を加えた世帯ベースでの年金額で比較を行う必要があるわけでございます。このような比較によりますと、五十九年度新規裁定者の平均勤続年数が二十八年でございますが、これに基づきまして試算しますと、夫婦とも六十五歳以上の場合、これは新しい基礎年金をフルにもらうというようなことで考えますと、完成時夫婦ではおおむね現行水準に比べまして平均八六％程度になると見込まれておるわけでございます。

○山東昭子君　私学共済年金について公務員と同様の職域年金部分を設けることとする理由は何でございましょうか。

○政府委員（五十嵐耕一君）　職域年金でございます共済年金グループでございますが、これは公務員の共済年金と公務員に準ずることを建前としております私学教職員の共済年金などから成っておりますが、これらの共済年金は、公的年金としての性格とそれから職域年金としての性格をあわせ有しておるわけでございます。このようなことにかんがみまして、今回の改正に当たりましては、公務員の共済年金におきましては、公務の能率的運営に資するという目的、また民間におきます企業年金の普及状況などを考慮いたしまして、厚生年金相当部分に職域年金相当部分を加えております。私学共済年金におきましても、私学教育の振興に資するという目的、及び教育基本法第六条の趣旨に沿って従来から公務員の共済年金に準ずることを建前としてきました経緯を踏まえまして、私学教職員の職域年金といたしまして公務員の共済年金と同様の職域年金相当部分の設計を行っているところでございます。

○山東昭子君　次に、現行制度のもとでは専業主婦で国民年金に任意加入しなかった者については、障害の状態になったり離婚したりした場合、年金保障に欠けることがあるなどの問題が指摘されております。今回の制度改正の大きな柱の一つに婦人の年金権の確立が挙げられていますが、私学共済組合員の妻たちについてはこれらの課題はどのように解決されるのかお伺いしたいと思います。

○政府委員（五十嵐耕一君）　山東先生御指摘のとおり、現行の被用者年金におきましては、被用者たる夫と職を持たずに家事に専念いたします妻とを給付の標準的な単位といたしまして、これを夫への年金でカバーするといういわゆる世帯単位の給付設計がとられておるところでございます。したがいまして、被用者の無業の妻に係ります国民年金の適用につきましては任意加入の道は開かれておりますものの原則的には適用除外となっているところでございます。このような現行制度の仕組みにおきましては、先生から今お話がございましたように、被用者の妻で国民年金に任意加入しなかった者につきましては、障害となりましたりあるいは離婚した場合には年金保障に欠けるケースが生じているわけでございます。また一方、妻が国民年金に任意加入し年金を受ける世帯につきましては、夫の年金と合わせまして、いわば二人で三人分の年金を受けているという過剰給付のケースも生じることでございます。このような事態を避けますために今回の制度改正では全国民に共通いたします基礎年金を共済組合の組合員及びその被扶養配偶者にも適用することといたしております。すなわち、これまで任意加入とされていました組合員の配偶者を強制加入することといたしまして、その保険料は独自に求めることとはせず、共済組合がまとめて払うこととしておりますことによりまして、被扶養者であります妻についても独自の老齢基礎年金、障害基礎年金を保障することといたしておるわけでございます。

○山東昭子君　私学共済の場合、現段階での成熟度と今後の成熟の見込みをお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員（五十嵐耕一君）　高齢化社会の進展に伴いまして、先生御指摘のような事態がいろいろ考えられるわけでございますが、現在の私学共済の成熟度でございますが、私学共済は、制度発足時、組合員が五万人でございましたものがその後の私学の発展によりまして組合員が増加し現在三十四万人となっておりまして、年金を支える基盤が大きくなったことによりまして成熟度が他の共済組合に比べまして低くなっております。昭和五十九年度末におきます私学共済の成熟度は四・三％でございまして、例えば国家公務員共済の三一・二％でございますとか、公立学校共済の二七・〇％あるいは農林共済の一七・六％に比べますとまだ低い状態にございます。

しかしながら、先の見通しを申し上げさしていただきますと、昭和五十五年の一月に実施しました所要財源率の再計算の結果を踏まえまして私学共済の今後の成熟度を見通しました場合には、このようなことが見込まれるわけでございます。すなわち、昭和七十年度におきましては一〇・七％、八十年度におきましては約一九％、昭和九十年度におきましては約二九％、それから昭和百年度でございますが、これが約三三・五％ぐらいになるんではないかというふうに見込まれるわけでございます。

○山東昭子君　現在のところ、私学共済年金の財政は他の制度と比べて大変健全であると聞いておりますけれども、その状況は。

○政府委員（五十嵐耕一君）　先生御指摘のとおり、私立学校の共済組合の現在の財政状況は健全でございます。その状況を申し上げさしていただきますと、昭和五十九年度の長期経理におきます収入でございますが、これは千六百七十一億円でございます。それに対しまして支出は四百四十一億円でございまして、その収支差は千二百三十億円ということでございまして、これは将来の年金給付のために積み立てておりまして、これまで積み立てております累積額でございますが、これは九千九十六億円ということでございます。それから、昭和五十九年度末で推計いたしますと、将来の給付のために準備しておくべき計算上の金額、これを私ども責任準備金と申しておりますが、これに対する充足率は九七％となっておりまして、他の制度に比較した場合、年金財政は、ただいま先生の御指摘にもございましたように、健全であるというふうに考えられるわけでございます。

ただ、私学共済の長期経理にかかわります収支見通しにつきまして申し上げさしていただきますと、昭和五十五年の一月に実施いたしました所要財源率の再計算の結果を踏まえまして、そこにおきましては一定の前提を設けますが、組合員数を昭和六十二年度以降一定、これが約三十四万七千人強ということになると思いますが、給与改定率及び年金改定率を六％、資産運用利回りでございますが、これを七％としまして、掛金率、現在これが千分の百二でございまして、これを組合員と法人が折半で負担するということでございますが、これを据え置くものとして計算をいたしますと、単年度収支でございますが、これから二十一年後の昭和八十一年度に赤字に、また保有資産は三十年後の昭和九十年度に全部これも食いつぶすというような状況になるということでございます。

○山東昭子君　今伺っておりますと、健全であるならばなぜ今制度改正を行う必要があるのかという組合員の声もあると思われますけれども、これについて大臣はどのようにお考えでございましょうか。

○国務大臣（松永光君）　今政府委員から答弁をいたしましたように、現在は私学共済の財政は健全であります。しかし、それは私学共済の歴史が新しいこと、それから私学の発展に伴いまして私学

年金財政を支える組合員がどんどんふえてきたこと等によるものであります。今後を展望しますと、これも政府委員が説明をいたしましたけれども、年金受給者はどんどんふえてきて、これから二十年後には現在の約四倍ぐらいに年金受給者がふえますね、三十年後には約六倍ぐらいに年金受給者がふえる。しかし、年金財政を支える組合員、現在三十四万でございますが、それがふえるということはまず予想されない。年金財政を支える組合員は現状のまま、年金を受給する人は二十年後に四倍、三十年後に六倍ということを考えますというと、遅かれ早かれ他の共済制度が抱えているような極めて危機的な状況にこのままでは立ち至るということが予想されるわけであります。そのときになって改正するということはとてもできません。したがって、今からそういう事態にならぬように制度改正をする必要があるというふうに考えるわけであります。それが第一点。

第二点はやはり公的年金制度の一元化ということがあるわけでありまして、他の共済制度との間の整合性を保つ必要があります。特に、私学共済というのは従来から国家公務員共済に準ずるということになっておるところでございまして、そうしたものとの整合性を図る必要がある、こういったこともあるわけであります。

こういったことから、今回、私学共済についても他の共済制度と同一歩調をとって制度改革を行う、こういうふうにいたしたものでございます。

御理解願いたいと思います。

○山東昭子君　それでは、現行制度を維持した場合と制度改正を行った場合とで組合員の掛金の率はどのように違ってくるんでございましょうか。

○政府委員（五十嵐耕一君）　先生のお尋ねの点でございますが、今後におきます年金受給者の増加、在職期間の長期化に伴いまして、現行制度のもとにおいては年金支給総額が急速に増加してまいりまして、これに伴って掛金負担も増大せざるを得なくなるということでございまして、五年ごとに掛金率を千分の十八ずつ引き上げていきましても、これは将来でございますが、昭和百三十年ごろでございますが、現行の三・四倍程度になると推算いたしておるわけでございます。

それから、今回の制度改正によります収支試算ではどのようになるかということでございますが、保険料率を昭和六十五年度から五年ごとに千分の十八ずつ引き上げまして、昭和百十年度の千分の二百八十二を上限といたしまして将来ともほぼ収支が均衡するというふうな予測をしているところでございます。

○山東昭子君　大変よくわかりました。

この制度につきましては、先ほど文部大臣からお答えがありましたように、これは単に公的年金制度の一翼を担うだけでなく、昭和二十九年創設以来今日まで、私学教職員の相互扶助事業として私学教職員の福利厚生の充実、ひいては我が国の学校教育の充実発展に大きな役割を果たしてきたのではないでしょうか。このような私学共済年金制度の、将来にわたって長期的に安定した制度運営が確保され得るよう今回のような改革を進めることは、私学教育はもとより教育界の環境をよりよいものにするという観点からもぜひとも必要であることを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○委員長（林寛子君）　この際、暫時休憩いたします。

午前十時三十分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

十一月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願（第五〇五号）（第五〇六号）（第五〇七号）（第五〇八号）（第五〇九号）（第五一〇号）（第五一一号）（第五一二号）（第五一三号）（第五一四号）（第五一五号）（第五一六号）（第五一七号）（第五一八号）（第五一九号）（第五二〇号）（第五二一号）（第五二二号）（第五二三号）（第五二四号）

一、学生寮の充実・発展に関する請願（第五二五号）（第五二六号）

一、義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願（第五四四号）（第五四五号）（第五四六号）（第五四七号）（第五四八号）（第五四九号）（第五五〇号）（第五五一号）（第五五二号）（第五五三号）（第五五四号）（第五五五号）（第五五六号）（第五五七号）（第五五八号）（第五五九号）（第五六〇号）（第五六一号）（第五六二号）（第五六三号）（第五六四号）（第五六五号）

一、学生寮の充実・発展に関する請願（第五六六号）

一、租税教育の推進に関する請願（第五七五号）

一、義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願（第五七六号）（第五七七号）（第五七八号）（第五七九号）（第五八〇号）（第五八一号）（第五八二号）（第五八三号）（第五八四号）（第五八五号）（第五八六号）（第五八七号）（第五八八号）（第五八九号）（第五九〇号）（第五九一号）（第五九二号）（第五九三号）（第五九四号）（第五九五号）（第五九六号）（第五九七号）

一、学生寮の充実・発展に関する請願（第六〇四号）

第五〇五号　昭和六十年十一月十八日受理

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請願者　東京都目黒区中目黒二ノ七ノ一四ノ四〇三　佐藤富美江　外三十七名

紹介議員　青木　薪次君

現行の学校事務職員制度は、義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）の施行後、昭和三十三年から学校運営に必要な制度として定着し、全国に約三万三千名配置されている。今後制度の充実が求められているが、大蔵省は昭和六十年度予算編成にあたって、義務教育費国庫負担制度を抜本的に見直す方針を明らかにした。この見直しの項目には、学校事務職員、栄養職員の人件費の削除があげられており、昭和六十年度予算は見送られたが、昭和六十一年度予算編成において、この問題が浮上することは必至である。義務教育費国庫負担法から学校事務職員をはずした場合には、職の必置規制からもはずれ、地方交付税化する可能性が強く、各地方自治体の財政事情に左右されることになる。こうしたことは、地方自治体への負担転嫁、教育の機会均等の破壊とともに、学校事務職員の身分、勤務条件に重大な影響を及ぼす。明治の学制以来、義務教育費負担を押し付けられた地方自治体は、その重圧に辛苦し、財政破たんにまで及んだ。この解決策として昭和十五年義務教育費国庫負担法が施行され、半額国庫、半額県費の制度が実現したが、こうした経緯に逆行するばかりか、地方自治体、教育委員会、学校を混乱におとし、義務教育制度を危うくするものである。ついては、このような重大な制度変更をともなう措置に反対し、義務教育諸学校の学校事務職員を義務教育費国庫負担制度から除外しないために必要な措置をとられたい。

第五〇六号　昭和六十年十一月十八日受理

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請願者　東京都大田区西六郷二ノ一三ノ八　石井四郎　外四十一名

紹介議員　赤桐　操君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五〇七号　昭和六十年十一月十八日受理

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請願者　千葉県八千代市大和田新田八九〇ノ一四　井口静井　外三十四名

紹介議員　秋山　長造君
この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五〇八号　昭和六十年十一月十八日受理
義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
請願者　千葉県柏市加賀一ノ一二ノ五　中井由三江　外二十五名
紹介議員　穐山　篤君
この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五〇九号　昭和六十年十一月十八日受理
義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
請願者　栃木県小山市本郷町二ノ七ノ四七　荒井寛寿　外三十七名
紹介議員　糸久八重子君
この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五一〇号　昭和六十年十一月十八日受理
義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
請願者　群馬県邑楽郡千代田町舞木六九ノ一　飯島裕見子　外三十四名
紹介議員　稲村　稔夫君
この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五一一号　昭和六十年十一月十八日受理
義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
請願者　栃木県宇都宮市上野町三、一七六ノ三四　本間善次郎　外二十二名
紹介議員　上野　雄文君
この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五一二号　昭和六十年十一月十八日受理
義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
請願者　福島県いわき市平谷川瀬六一　青木英太郎　外三十七名
紹介議員　小野　明君
この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五一三号　昭和六十年十一月十八日受理
義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
請願者　茨城県水戸市千波町二、三八八　浅賀八五郎　外三十三名
紹介議員　大森　昭君
この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五一四号　昭和六十年十一月十八日受理
義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
請願者　茨城県古河市赤松町二三五ノ八　川田英子　外三十九名
紹介議員　大木　正吾君
この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五一五号　昭和六十年十一月十八日受理
義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
請願者　千葉県鎌ケ谷市道野辺二五五ノ一〇　木村英彦　外四十一名
紹介議員　梶原　敬義君
この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五一六号　昭和六十年十一月十八日受理
義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
請願者　栃木県下都賀郡野木町南赤塚四六〇ノ一六　川野俊紀　外三十四名
紹介議員　粕谷　照美君
この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五一七号　昭和六十年十一月十八日受理
義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
請願者　岩手県岩手郡松尾村寄木新田　吉田久一　外四十一名
紹介議員　片山　甚市君
この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五一八号　昭和六十年十一月十八日受理
義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
請願者　神奈川県相模原市相模原四ノ九ノ一四　小坂登　外四十一名
紹介議員　久保　亘君
この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五一九号　昭和六十年十一月十八日受理
義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
請願者　茨城県古河市東二ノ一一ノ七　奈良三千子　外三十三名
紹介議員　久保田真苗君
この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五二〇号　昭和六十年十一月十八日受理
義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
請願者　大分市細一四〇　伊東房子　外二十九名
紹介議員　小柳　勇君
この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五二一号　昭和六十年十一月十八日受理
義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
請願者　高知市鴨部七二三　山崎治之助　外三十三名
紹介議員　小山　一平君
この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五二二号　昭和六十年十一月十八日受理
義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
請願者　静岡県御殿場市深沢六七七　鈴木信章　外四十一名
紹介議員　佐藤　三吾君
この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五二三号　昭和六十年十一月十八日受理
義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
請願者　京都市右京区梅津堤下町五〇ノ四　大久保章男　外六十三名
紹介議員　志苫　裕君
この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五二四号　昭和六十年十一月十八日受理
義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
請願者　兵庫県芦屋市朝日ケ丘町二一ノ一七　渡辺伸逸　外五十二名
紹介議員　菅野　久光君
この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五二五号　昭和六十年十一月十九日受理
学生寮の充実・発展に関する請願
請願者　長野県駒ケ根市赤穂二、二三〇ノ一　小平京子　外五十四名
紹介議員　中村　哲君

学生の生活は、学費の値上げ、育英奨学金への有利子制導入、国鉄運賃値上げをはじめ公共料金の引上げが行われ、厳しいものになつている。このような状況のもとで、教育の機会均等を保障する全学の厚生施設として学生寮が果たす役割は大きい。しかし現在、全国的に、国立・公立大学寮での寮食堂炊婦(夫)の寮生雇用化、公共料金引上げ

などにともなう水光熱費引上げなどの寮生負担増といった学生寮の独立採算性強化、私立大学寮での老朽寮放置や学生、寮生の要求を無視した廃寮、看護専門学校の大学化にともなう廃寮など、学生寮の厚生施設としての役割が大幅に後退している。学生寮が真に国民・学生の要求にこたえるため、厚生施設としての役割を発展・充実させることが必要である。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、国立・公立大学寮における寮生雇用炊婦(夫)の早期改善を行うこと。国立大学の新規格寮に寮食堂を設置すること。

二、国立大学寮の寄宿料値上げをしないこと。寄宿料免除制度を実現すること。

三、私立大学への二分の一助成を早期に実現すること。私立大学寮への直接助成、とりわけ寮建設のための直接助成をすること。

四、医療技術短期大学、看護大学・短期大学等の医療・看護学校に学生寮を設置すること。

五、国立大学の老朽寮の建替えを早急に行うこと。希望者全員入寮可能な学生寮を整備すること。

第五四四号　昭和六十年十一月二十日受理

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請　願　者　富山県氷見市懸札一二〇　中尾善之　外四十一名

紹介議員　鈴木　和美君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五四五号　昭和六十年十一月二十日受理

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請　願　者　横浜市緑区恩田町三、三二九　下里偉久恵　外三十三名

紹介議員　瀬谷　英行君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五四六号　昭和六十年十一月二十日受理

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請　願　者　横浜市港南区上永谷町五、三〇一ノ八三　山田ミヨ子　外三十八名

紹介議員　高杉　廸忠君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五四七号　昭和六十年十一月二十日受理

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請　願　者　神奈川県愛甲郡愛川町田代七五七　井上政江　外四十一名

紹介議員　竹田　四郎君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五四八号　昭和六十年十一月二十日受理

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請　願　者　東京都葛飾区柴又六ノ二一ノ一　菅原明　外三十三名

紹介議員　寺田　熊雄君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五四九号　昭和六十年十一月二十日受理

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請　願　者　東京都西多摩郡羽村町羽二、一七三ノ九　斉藤信雄　外三十七名

紹介議員　対馬　孝且君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五五〇号　昭和六十年十一月二十日受理

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請　願　者　埼玉県大里郡寄居町桜沢一、四六一　内田喜代子　外四十五名

紹介議員　中村　哲君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五五一号　昭和六十年十一月二十日受理

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請　願　者　東京都練馬区富士見台四ノ一三ノ七　田中嘉一　外四十八名

紹介議員　野田　哲君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五五二号　昭和六十年十一月二十日受理

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請　願　者　埼玉県熊谷市箱田二ノ二〇ノ一八　内田雅雄　外四十一名

紹介議員　浜本　万三君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五五三号　昭和六十年十一月二十日受理

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請　願　者　埼玉県秩父市大野原一、九三一ノ五　関田雄二　外四十一名

紹介議員　福間　知之君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五五四号　昭和六十年十一月二十日受理

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請　願　者　埼玉県狭山市狭山台二ノ一　高橋美男　外四十一名

紹介議員　松前　達郎君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五五五号　昭和六十年十一月二十日受理

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請　願　者　埼玉県秩父市定峰五四三　若林定雄　外四十一名

紹介議員　松本　英一君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五五六号　昭和六十年十一月二十日受理

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請　願　者　埼玉県大里郡岡部町岡三、〇三〇　木暮常子　外七十三名

紹介議員　丸谷　金保君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五五七号　昭和六十年十一月二十日受理

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請　願　者　埼玉県秩父市近戸町九ノ一一　島田直美　外五十四名

紹介議員　村沢　牧君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五五八号　昭和六十年十一月二十日受理

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請　願　者　埼玉県大里郡岡部町普済寺一、五二三　森下眞一　外四十一名

紹介議員　目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五五九号　昭和六十年十一月二十日受理

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請　願　者　埼玉県狭山市新狭山二ノ一一ノ一六　榎美保　外四十一名

紹介議員　本岡　昭次君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五六〇号　昭和六十年十一月二十日受理
義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
請　願　者　埼玉県富士見市西みずほ台三ノ六ノ一ノ二〇三　菊地正高　外五十二名
紹介議員　八百板　正君
この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五六一号　昭和六十年十一月二十日受理
義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
請　願　者　埼玉県狭山市北入曽一、五〇八ノ一五　磯野和人　外四十一名
紹介議員　矢田部　理君
この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五六二号　昭和六十年十一月二十日受理
義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
請　願　者　埼玉県富士見市水子三、〇五一ノ五　斉藤久　外三十一名
紹介議員　安恒　良一君
この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五六三号　昭和六十年十一月二十日受理
義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
請　願　者　埼玉県所沢市久米一、四九三ノ一　原島文男　外四十一名
紹介議員　安永　英雄君
この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五六四号　昭和六十年十一月二十日受理
義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
請　願　者　埼玉県入間市下藤沢一五七　北住　裕康　外四十四名
紹介議員　山田　譲君
この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五六五号　昭和六十年十一月二十日受理
義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
請　願　者　埼玉県所沢市牛沼三四七ノ一七　横田由以子　外四十一名
紹介議員　和田　静夫君
この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五六六号　昭和六十年十一月二十日受理
学生寮の充実・発展に関する請願
請　願　者　宮城県仙台市宮城野二ノ八ノ八萩寮　高橋和子　外八名
紹介議員　本岡　昭次君
この請願の趣旨は、第五二六号と同じである。

第五七五号　昭和六十年十一月二十日受理
租税教育の推進に関する請願
請　願　者　札幌市中央区南三条東六丁目　青木利雄　外四千四百七十八名
紹介議員　岩本　政光君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第五七六号　昭和六十年十一月二十一日受理
義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
請　願　者　埼玉県朝霞市岡一、四三九ノ二　山田康夫　外八十七名
紹介議員　青木　薪次君
この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五七七号　昭和六十年十一月二十一日受理
義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
請　願　者　埼玉県上尾市今泉三五二ノ五三　原正孝　外七十三名
紹介議員　赤桐　操君
この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五七八号　昭和六十年十一月二十一日受理
義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
請　願　者　埼玉県大宮市植竹町二ノ六九植竹団地一一ノ二〇一　竹内タカ子　外七十七名
紹介議員　秋山　長造君
この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五七九号　昭和六十年十一月二十一日受理
義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
請　願　者　埼玉県蕨市塚越七ノ五ノ一二　本田賢治　外五十五名
紹介議員　穐山　篤君
この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五八〇号　昭和六十年十一月二十一日受理
義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
請　願　者　埼玉県桶川市坂田一、五一三　横山正明　外八十三名
紹介議員　糸久八重子君
この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五八一号　昭和六十年十一月二十一日受理
義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
請　願　者　埼玉県浦和市道祖土二ノ七ノ一二　佐野美智子　外六十四名
紹介議員　稲村　稔夫君
この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五八二号　昭和六十年十一月二十一日受理
義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
請　願　者　埼玉県鴻巣市大間二ノ一ノ四七　大塚哲　外四十八名
紹介議員　上野　雄文君
この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五八三号　昭和六十年十一月二十一日受理
義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
請　願　者　埼玉県朝霞市三原三ノ二一ノ二〇　小林洋子　外六十五名
紹介議員　小野　明君
この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五八四号　昭和六十年十一月二十一日受理
義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
請　願　者　埼玉県上尾市上町二ノ一ノ三〇　田中雪子　外八十五名
紹介議員　大木　正吾君
この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五八五号　昭和六十年十一月二十一日受理
義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
請　願　者　埼玉県大宮市別所町六五六ノ一　千葉アキ子　外八十五名
紹介議員　大森　昭君
この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五八六号　昭和六十年十一月二十一日受理
義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育

費国庫負担制度の維持に関する請願
請　願　者　埼玉県大宮市東新井七一〇ノ五〇
小松ミイ子　外七十二名
紹介議員　梶原　敬義君
この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五八七号　昭和六十年十一月二十一日受理
義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
請　願　者　埼玉県上尾市平方一、三三四ノ一
菅間章二　外八十四名
紹介議員　粕谷　照美君
この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五八八号　昭和六十年十一月二十一日受理
義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
請　願　者　埼玉県北足立郡吹上町新宿一ノ一〇二ノ二
細村美佐子　外九十名
紹介議員　片山　甚市君
この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五八九号　昭和六十年十一月二十一日受理
義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
請　願　者　埼玉県朝霞市仲町二ノ四ノ一五ノ五〇一
四ノ宮孝　外四十九名
紹介議員　久保　亘君
この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五九〇号　昭和六十年十一月二十一日受理
義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
請　願　者　埼玉県上尾市平方一、七六九　町田一雄　外六十八名
紹介議員　久保田真苗君
この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五九一号　昭和六十年十一月二十一日受理
義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
請　願　者　埼玉県大宮市別所町一〇六ノ九
高橋利　外七十六名
紹介議員　小柳　勇君
この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五九二号　昭和六十年十一月二十一日受理
義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
請　願　者　埼玉県入間市二本木六五ノ一　中島仁吉　外四十一名
紹介議員　小山　一平君
この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五九三号　昭和六十年十一月二十一日受理
義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
請　願　者　埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野一、五八七ノ一　猪野龍男　外九十五名
紹介議員　佐藤　三吾君
この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五九四号　昭和六十年十一月二十一日受理
義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
請　願　者　埼玉県熊谷市中奈良一、二六八ノ九
浜島由子　外五十二名
紹介議員　志苫　裕君
この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五九五号　昭和六十年十一月二十一日受理
義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
請　願　者　埼玉県川口市安行原九三〇ノ三二
池田和男　外三十七名
紹介議員　菅野　久光君
この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五九六号　昭和六十年十一月二十一日受理
義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
請　願　者　埼玉県坂戸市伊豆の山町一〇ノ九ノ二〇一
柴田保博　外六十名
紹介議員　鈴木　和美君
この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第五九七号　昭和六十年十一月二十一日受理
義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
請　願　者　埼玉県鳩ヶ谷市南七ノ二九ノ二二
山内秀子　外五十五名
紹介議員　瀬谷　英行君
この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第六〇四号　昭和六十年十一月二十一日受理
学生寮の充実・発展に関する請願
請　願　者　福岡市東区香住ヶ丘一ノ一一ノ一
桑原多佳子　外十四名
紹介議員　粕谷　照美君
この請願の趣旨は、第五二六号と同じである。

十二月六日本委員会に左の案件が付託された。
一、義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願（第六二五号）（第六二六号）（第六二七号）（第六二八号）（第六二九号）（第六三〇号）（第六三一号）（第六三二号）（第六三三号）（第六三四号）（第六三五号）（第六三六号）（第六三七号）（第六三八号）（第六三九号）（第六四〇号）（第六四一号）（第六四二号）（第六四三号）（第六四四号）（第六八一号）（第七〇二号）（第七〇三号）（第七〇四号）（第七一二号）
一、信州大学大学院総合科学研究科（博士課程）の設置に関する請願（第七一六号）（第七一七号）
一、義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願（第七三六号）（第七三七号）
一、私学助成の大幅増額に関する請願（第七四三号）
一、義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願（第七四四号）
一、学生寮の充実・発展に関する請願（第七四五号）
一、信州大学大学院総合科学研究科（博士課程）の設置に関する請願（第七五一号）（第七五二号）
一、義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願（第七六〇号）

第六二五号　昭和六十年十一月二十二日受理
義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願
請　願　者　埼玉県秩父市大野原六〇三ノ四
町田蔵人　外四十三名
紹介議員　高杉　廸忠君
この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第六二六号　昭和六十年十一月二十二日受理

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請　願　者　埼玉県秩父郡長瀞町本野上九八七　麓正彦　外五十五名

紹介議員　竹田　四郎君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第六二七号　昭和六十年十一月二十二日受理

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請　願　者　埼玉県上尾市西上尾第一団地一ノ三二ノ一〇二　五十嵐美千代　外五十九名

紹介議員　対馬　孝且君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第六二八号　昭和六十年十一月二十二日受理

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請　願　者　埼玉県北本市本宿七ノ一五　稲生　敏子　外五十九名

紹介議員　寺田　熊雄君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第六二九号　昭和六十年十一月二十二日受理

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請　願　者　埼玉県北本市荒井一、一六九ノ二　坪谷武安　外五十九名

紹介議員　中村　哲君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第六三〇号　昭和六十年十一月二十二日受理

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請　願　者　埼玉県桶川市下日出谷八〇五ノ五　高橋あかね　外五十九名

紹介議員　野田　哲君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第六三一号　昭和六十年十一月二十二日受理

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請　願　者　埼玉県上尾市上一、四八一ノ二八　石居企救男　外六十名

紹介議員　浜本　万三君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第六三二号　昭和六十年十一月二十二日受理

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請　願　者　埼玉県草加市旭町三ノ三ノ六ノ三〇三　芦澤栄子　外二十九名

紹介議員　福間　知之君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第六三三号　昭和六十年十一月二十二日受理

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請　願　者　埼玉県草加市新栄町団地二ノ一ノ五〇一　野田静子　外二十九名

紹介議員　松前　達郎君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第六三四号　昭和六十年十一月二十二日受理

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請　願　者　埼玉県川口市榛松一、七一一ノ九　林聖美　外二十八名

紹介議員　松本　英一君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第六三五号　昭和六十年十一月二十二日受理

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請　願　者　埼玉県入間郡毛呂山町岩井一、四九五ノ二一　菅野昭子　外四十五名

紹介議員　村沢　牧君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第六三六号　昭和六十年十一月二十二日受理

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請　願　者　埼玉県坂戸市浅羽野三ノ九ノ五　小澤郁久　外四十三名

紹介議員　丸谷　金保君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第六三七号　昭和六十年十一月二十二日受理

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請　願　者　埼玉県比企郡小川町大塚四七九ノ二　関根豊　外四十七名

紹介議員　目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第六三八号　昭和六十年十一月二十二日受理

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請　願　者　埼玉県上福岡市上ノ原三ノ三ノ二八　中紙ヒサ　外四十九名

紹介議員　本岡　昭次君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第六三九号　昭和六十年十一月二十二日受理

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請　願　者　埼玉県大里郡岡部町針ヶ谷五九八ノ一　小林茂樹　外五十五名

紹介議員　八百板　正君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第六四〇号　昭和六十年十一月二十二日受理

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請　願　者　埼玉県深谷市上野台一二五ノ一　金井昌子　外五十五名

紹介議員　矢田部　理君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第六四一号　昭和六十年十一月二十二日受理

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請　願　者　埼玉県狭山市上広瀬二、一四〇ノ二六　牧憲昭　外四十九名

紹介議員　安恒　良一君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第六四二号　昭和六十年十一月二十二日受理

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請　願　者　埼玉県入間市野田一、一二九ノ二六　塩野清　外四十一名

紹介議員　安永　英雄君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第六四三号　昭和六十年十一月二十二日受理

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請　願　者　埼玉県大里郡川本町菅沼九六　飛田京子　外四十一名

紹介議員　山田　譲君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第六四四号　昭和六十年十一月二十二日受理

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請　願　者　埼玉県狭山市富士見一ノ一三ノ五　岸野ハイツ一〇五　市川準子　外四十一名

紹介議員　和田　静夫君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第六八二号　昭和六十年十一月二十六日受理

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請　願　者　埼玉県熊谷市伊勢町二五二　勝山覚　外十九名

紹介議員　高桑　栄松君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第七〇二号　昭和六十年十一月二十七日受理

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請　願　者　埼玉県蓮田市東六ノ九ノ一一　吉田美智子　外二十七名

紹介議員　大川　清幸君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第七〇三号　昭和六十年十一月二十七日受理

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請　願　者　埼玉県上尾市柏座一ノ七ノ二二　須長幸一　外二十七名

紹介議員　二宮　文造君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第七〇四号　昭和六十年十一月二十七日受理

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請　願　者　埼玉県鴻巣市中井二四〇ノ六　伏木孝男　外十九名

紹介議員　藤原　房雄君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第七一三号　昭和六十年十一月二十七日受理

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請　願　者　埼玉県上尾市柏座一ノ七ノ二二　須長敏子　外二十一名

紹介議員　中野　明君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第七一六号　昭和六十年十一月二十八日受理

信州大学大学院総合科学研究科（博士課程）の設置に関する請願

請　願　者　長野市南長野幅下六九二ノ二長野県議会内　森田恒雄

紹介議員　村沢　牧君

信州大学は、地域の多様な要請にこたえる人材を養成し、長野県の文化や産業経済の発展に貢献している。資源の少ない我が国が発展していくためには、大学や研究機関における、より高度の研究、開発、教育体制の整備充実が重要であり、このことは、二十一世紀を展望して先端産業を育成し、テクノポリス、ニューメディア都市の建設などを推進している本県にとっても強く望まれている。よって、信州大学における全学的な研究協力体制と総合的な視野にたった教育体制の確立を図るため、信州大学大学院総合科学研究科（博士課程）を早急に設置するよう強く要請する。

第七一七号　昭和六十年十一月二十八日受理

信州大学大学院総合科学研究科（博士課程）の設置に関する請願

請　願　者　長野県上田市上田一、一四〇　小林信一

紹介議員　小山　一平君

この請願の趣旨は、第七一六号と同じである。

第七三六号　昭和六十年十一月二十八日受理

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願（二通）

請　願　者　埼玉県浦和市大久保領家三三一　南義雄　外四十三名

紹介議員　桑名　義治君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第七三七号　昭和六十年十一月二十八日受理

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請　願　者　埼玉県川口市青木二ノ五ノ三二ノ一〇五　福山美枝　外十九名

紹介議員　三木　忠雄君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第七四三号　昭和六十年十一月二十八日受理

私学助成の大幅増額に関する請願

請　願　者　名古屋市西区江向町六ノ三六　遠藤嘉郎　外一万四千九百九十九名

紹介議員　高木健太郎君

この請願の趣旨は、第九八号と同じである。

第七四四号　昭和六十年十一月二十八日受理

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請　願　者　埼玉県大宮市高鼻町二ノ一〇九　磯治男　外十九名

紹介議員　塩出　啓典君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第七四五号　昭和六十年十一月二十八日受理

学生寮の充実・発展に関する請願

請　願　者　宮城県仙台市羽黒台四二ノ一　沓沢功　外十九名

紹介議員　高木健太郎君

この請願の趣旨は、第五二六号と同じである。

第七五一号　昭和六十年十一月二十八日受理

信州大学大学院総合科学研究科（博士課程）の設置に関する請願

請　願　者　長野市南長野幅下六九二ノ二長野県議会内　小山千春

紹介議員　夏目　忠雄君

この請願の趣旨は、第七一六号と同じである。

第七五二号　昭和六十年十一月二十八日受理

信州大学大学院総合科学研究科（博士課程）の設置に関する請願

請　願　者　長野市南長野幅下六九二ノ二長野県議会内　小林庄司

紹介議員　下条進一郎君

この請願の趣旨は、第七一六号と同じである。

第七六〇号　昭和六十年十一月二十八日受理

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請　願　者　埼玉県加須市戸川一、七九四　吉山朗　外十二名

紹介議員　原田　立君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

十二月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案（第百二回国会提出、衆議院継続

審査）

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律

（私立学校教職員共済組合法の一部改正）

第一条　私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条の二」を「第二十五条」に改める。

第一条の二中「年金たる」を「年金である」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第六条中「退職給付」を「退職共済年金」に改める。

第十四条第一項中「受けるもの（以下」を「受けるもの（次の各号に掲げる者を除く。以下」に改め、同項ただし書を削る。

第十五条中「、前条第一項各号に掲げる者を除き」を削り、「（前条第一項各号に該当する者がこれに該当しない教職員等となつたときは、そのなつた日）から、組合員たる」を「から、組合員の」に改める。

第十六条中「左の」を「次の」に、「翌日から組合員たる」を「翌日（第二号から第四号までに掲げる事由に該当するに至つた日に他の法律に基づく共済組合の組合員又は厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、その日）から組合員の」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「さらに」を「更に」に改め、「（第十四条第一項各号に掲げる者を除く。）」を削る。

第十七条の見出しを「（組合員期間）」に改め、同条第一項中「組合員たる期間は、組合員たる」を「組合員である期間（以下「組合員期間」という。）は、組合員の」に、「前日の属する月をもつて終わる」を「属する月の前月をもつて終わる」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月を一月として組合員期間を計算する。ただし、その月に更に組合員の資格を取得したとき、又は他の法律に基づく共済組合で第二十条第二項に規定する長期給付に相当する給付を行うものの組合員、厚生年金保険の被保険者若しくは国民年金の被保険者（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。）の資格を取得したときは、この限りでない。

3　組合員の資格を喪失した後再び組合員の資格を取得したときは、前後の組合員期間を合算する。

第十八条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　組合員の病気、負傷、出産、死亡、休業若しくは災害又は被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関する第二十条第一項に規定する短期給付

二　組合員の退職、障害又は死亡に関する第二十条第二項に規定する長期給付

第十八条第一項第三号中「前各号」を「前二号」に改め、同条第二項中「及び国民健康保険法」を「、国民健康保険法」に、「拠出金の納付」を「拠出金及び国民年金法の規定による基礎年金拠出金の納付」に改め、同条に次の一項を加える。

3　組合は、第一項第一号に掲げる短期給付のほか、その業務として、第二十条第三項に規定する短期給付を行うことができる。

第二十条を次のように改める。

（給付）

第二十条　この法律による短期給付は、次のとおりとする。

一　療養の給付、特定療養費及び療養費

二　家族療養費

三　高額療養費

四　出産費

五　配偶者出産費

六　育児手当金

七　埋葬料

八　家族埋葬料

九　傷病手当金

十　出産手当金

十一　休業手当金

十二　弔慰金

十三　家族弔慰金

十四　災害見舞金

2　この法律による長期給付は、次のとおりとする。

一　退職共済年金

二　障害共済年金

三　障害一時金

四　遺族共済年金

3　組合は、政令で定めるところにより、第一項各号に掲げる給付に併せて、これに準ずる短期給付を行うことができる。

第二十一条第一項中「、組合員たる教職員等が」を削り、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「こえる」を「超える」に改める。

第二十二条第一項中「組合員たる教職員等」を「組合員」に、「基き左の」を「基づき次の」に改め、同項の表中

「

第四十三級	四六〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上
第四十四級	四七〇、〇〇〇円	四六五、〇〇〇円以上

」を

「

第四十三級	四六〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上	四六五、〇〇〇円未満
第四十四級	四七〇、〇〇〇円	四六五、〇〇〇円以上	

」に改める。

第二十三条を次のように改める。

（平均標準給与月額）

第二十三条　平均標準給与月額は、組合員期間の計算の基礎となる各月の標準給与の月額の総額をその期間の月数で除して得た額とする。

第二十四条第一項中「給付額（次項に規定するものを除く。）」を「短期給付（第二十条第一項及び第三項に規定する短期給付をいう。以下同じ。）の額」に、「平均標準給与の月額又は日額」を「平均標準給与月額」に改め、同条第二項中「退職給付、障害給付又は遺族給付の給付額」を「長期給付（第二十条第二項に規定する長期給付をいう。以下同じ。）の額（次条において準用する国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第七十八条第一項、第八十三条第一項又は第九十条の規定により加算する金額を除く。）又は当該加算する金額」に改め、「又はその全額が五十円未満であるとき」を削る。

第二十五条を次のように改める。

（国家公務員等共済組合法の準用）

第二十五条　この節に規定するもののほか、短期給付及び長期給付については、国家公務員等共済組合法第二条（第一項第一号及び第五号から第七号までを除く。）、第四章（第四十一条第二項及び第三項、第四十二条、第四十六条第一項、第五十条から第五十二条まで、第七十二条並びに第九十六条を除く。）、第百十二条第一項及び第三項、第百十三条、第百二十六条の五、附則第十二条、附則第十二条の三から第十二条の八まで、附則第十二条の十、附則第十二条の十一、附則第十二条の十二第一項（前段及び第一号に限る。）及び第二項から第四項まで、附則第十二条の十三、附則別表第一、附則別表第二並びに別表の規定を準用する。この場合において、これらの規

第二条第一項第四号	職員	教職員等（私立学校教職員共済組合法第十四条第一項に規定する教職員等をいう。以下同じ。）
第四十一条第一項	組合（長期給付にあつては、連合会。次項、第四十七条第一項、第四十八条、第九十五条、第百六条、第百十四条及び第百十八条において同じ。）	私立学校教職員共済組合（以下「組合」という。）
第四十七条第二項	第五十五条第一項第三号に規定する保険医療機関又は	学校法人等（私立学校教職員共済組合法第十四条第一項に規定する学校法人等をいう。以下同じ。）が虚偽の報告若しくは証明をし、又は第五十五条第一項第三号に規定する保険医療機関若しくは
	その保険医	その学校法人等又は保険医
第五十二条の二	前二条	第四十二条第一項	私立学校教職員共済組合法第二十条第一項及び第三項
	第四十二条第一項	同法第二十二条第一項
第五十三条第一項	大蔵省令	文部省令
第五十五条第一項第一号	組合又は連合会	組合
第五十五条第二項及び第三項	運営規則	業務方法書
第五十九条第一項	被保険者を含む	被保険者をいう
第六十条第二項	国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る療養補償又はこれに相当する補償	労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養給付
第六十三条第四項	国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る葬祭補償又はこれに相当する補償	労働者災害補償保険法の規定による葬祭給付

定（同法第四十一条第一項、第五十五条第一項第一号、第七十七条第一項、附則第十二条の八第一項及び第二項、附則第十二条の十二第一項前段及び第二項並びに附則第十二条の十三の規定を除く。）中「標準報酬」とあるのは「標準給与」と、「公務」とあるのは「職務」と、「連合会」とあるのは「組合」と、「平均標準報酬月額」とあるのは「平均標準給与月額」と、「公務等傷病」とあるのは「職務等傷病」と、「公務等」とあるのは「職務等」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十六条第一項	百分の六十五	百分の八十
第六十六条第二項	百分の五十	百分の六十
第六十六条第五項	大蔵省令	文部省令
第六十六条第八項	国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る休業補償若しくは傷病補償年金又はこれらに相当する補償	労働者災害補償保険法の規定による休業給付又は傷病年金の支給
第六十七条第一項	百分の六十五	百分の八十
第六十八条	百分の五十	百分の六十
	運営規則	業務方法書
第六十九条	報酬	給与
第七十四条第二項	共済組合（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第三条第一項に規定する地方公務員共済組合（以下「地方の組合」という。）を除く。）	共災組合
第七十六条第二項	第四十二条第一項	私立学校教職員共済組合法第二十二条第一項
第七十七条第一項	平均標準報酬月額（組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額を平均した額をいう。以下同じ。）	平均標準給与月額（私立学校教職員共済組合法第二十三条に規定する平均標準給与月額をいう。以下同じ。）
第七十九条第四項	厚生年金保険法第四十四条第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算された老齢厚生年金	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の規定による老齢厚生年金又は国家公務員等共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の規定による退職共済年金のうち、同項の規定に相当するこれらの法律の規定により加給年金額が加算されたもの
第八十条第一項	受けるもの（地方の組合の組合員を除く。）	受けるもの
	その間、前条第一項	その間、同項
第八十二条第二項	通勤	通勤（労働者災害補償保険法第七条第一項第二号の通勤をいう。）

第八十七条の四	国家公務員災害補償法の規定による傷病補償年金若しくは障害補償年金又はこれらに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間	労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十七条の規定による障害補償が行われることとなつたときは六年間、労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金、傷病補償年金、障害年金又は傷病年金が支給されることとなつたときはこれらが支給される間
第八十七条の六第三号	国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る障害補償又はこれに相当する補償	労働者災害補償保険法の規定による障害給付
第九十三条第二項	厚生年金保険法第六十二条第一項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金又は国家公務員等共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金のうち、同条の規定に相当するこれらの法律の規定により加算する金額が加算されたもの
第九十三条の三	国家公務員災害補償法の規定による遺族補償年金又はこれに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間	労働基準法第七十九条の規定による遺族補償が行われることとなつたときは六年間、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金又は遺族年金が支給される間
第九十七条第一項	懲戒処分（国家公務員法第八十二条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。）を受けた	公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇された
第百二十六条の五第二項	掛金及び国又は公共企業体等（指定法人を含む。）の負担金の合算額	掛金（老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法の規定による拠出金に係る掛金を含む。）を含む	掛金及び国又は公共企業体等の負担金の合算額	掛金（老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法の規定による拠出金に係る掛金を含む。）をいう
第百二十六条の五第五項第一号の二	五十五歳（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十五条第一項に規定する定年に達したことにより退職した自衛官のうち当該定年が五十五歳未満である者にあつては、当該定年）	五十五歳	連合会又は公共企業体等の組合	組合
附則第十二条第一項	大蔵省令で定める要件	組合が、文部省令で定める要件	当該一時金を支給した組合又は連合会	組合
	大蔵大臣の認可を受けた	文部大臣の認可を受けた場合には、当該	当該退職共済年金等を支給する組合又は連合会	組合
	大蔵省令で定めるところ	文部省令で定めるところ	当該一時金を支給した組合又は連合会	組合
附則第十二条第四項	二以上の	他の	附則第十二条第六項	附則第十二条第十三

第二十五条の二を削る。

第二十七条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　掛金は、組合員期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。

第二十九条第二項中「その資格を喪失した場合においては、前月分」を「当該給与に係る月の翌月の初日からその資格を喪失する場合においては、当該給与に係る月の前月分」に改める。

第三十五条第一項を次のように改める。

国は、毎年度、組合が国民年金法第九十四条の二第二項の規定により当該事業年度において納付する基礎年金拠出金の額の三分の一に相当する金額を補助する。

第三十五条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「、前項に規定するもののほか、財源調整のため必要があるときは」を削り、「これに要する費用の一部」を「組合の事務に要する費用」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　国は、前項の規定により補助する金額を、政令で定めるところにより、組合に交付しなければならない。

第三十六条第一項中「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第　号）附則第二条第二項の規定によりなお効力を有するものとされた同条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法第七条第一項の規定による確認その他の組合員期間の確認、国民年金法の規定による障害基礎年金に係る障害の程度の診査」に改め、同条第二項中「若しくは確認」を「、確認、診査」に改める。

第三十八条中「公共企業体を代表する委員」とあるのは、「学校法人等を代表する委員」を「公共企業体等」とあるのは「学校法人等」と、同法第百六条中「当該審査請求に係る組合」とあるのは「組合」と、同法第百七条中「この章」とあるのは「私立学校教職員共済組合法第七章」に改める。

第四十一条中「責任準備金」を「業務上の余裕金」に改める。

第四十六条第一項中「保健給付」を「短期給付」に、「第二十五条第一項」を「第二十五条」に改める。

第四十七条の二中「第三十五条第一項各号に規定する」を「第三十五条第一項及び第三項の規定により補助する」に改め、同条を第四十七条の四とし、第四十七条の次に次の二条を加える。

（資料の提供）

第四十七条の二　組合は、年金である給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給権者に対する厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付又はその配偶者に対する第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法第七十九条第三項（同法第八十七条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定める給付の支給状況につき、社会保険庁長官若しくは当該他の法律に基づく共済組合又は同法第七十九条第三項に規定する政令で定める給付に係る制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

（組合員期間以外の期間の確認）

第四十七条の三　退職共済年金又は遺族共済年金を支給すべき場合には、第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法第七十六条第一項第一号に規定する組合員期間等のうち組合員期間以外の期間については、社会保険庁長官（当該組合員期間以外の期間が他の法律に基づく共済組合の組合員であった期間であるときは、当該共済組合）の確認を受けたところによる。

2　前項の規定による確認に関する処分に不服がある者は、国民年金法又は当該共済組合に係る法律の定めるところにより、国民年金法又は当該共済組合に係る法律に定める審査機関に審査請求をすることができる。

3　第一項の場合において、組合員期間以外の期間に係る同項の規定による確認に関する処分についての不服を、当該期間に基づく退職共済年金又は遺族共済年金に関する処分についての不服の理由とすることができない。

第四十八条の二の見出しを「（国家公務員等共済組合法の改正の場合等の経過措置）」に改め、同条中「第二十五条第一項若しくは」を「第二十五条又は」に、「又は第二十五条第二項において準用する国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の規定が改正せられた」を「の規定が改正された」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十八条の二の次に次の一条を加える。

第四十八条の三　この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と認められる範囲において、所要の経過措置を定めることができる。

第四十九条（見出しを含む。）中「政令」を「文部省令」に改める。

附則第十三項及び第十四項中「組合員であった期間」を「組合員期間」に改める。

附則第十五項（見出しを含む。）中「組合員期間」に改める。

附則第十六項の見出し中「及び平均標準給与の月額の計算」を削り、同項中「且つ」を「かつ」に、「組合員であった期間」を「組合員期間」に改め、「ものとし、この場合における平均標準給与の月額の計算については、政令で必要な定を設けることができる」を削る。

附則第十七項中「組合員であった期間とみなして、退職給付、障害給付又は遺族給付」を「組合員期間とみなして退職共済年金又は遺族共済年金の給付」に改め、「、退職給付又は遺族給付については」及び「、障害給付については、その期間が組合員であった期間とみなされたことにより給付が行われたものであるとき」を削り、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「組合員であった期間」を「組合員期間」に改め、「（昭和二十九年法律第百十五号）」を削る。

附則第十九項中「組合員であった期間」を「組合員期間」に改める。

附則第二十項中「厚生年金保険法」を「旧厚生年金保険法」に、「保健給付、り災給付及び休業給付」を「短期給付」に、「退職給付、障害給付及び遺族給付」を「長期給付」に、「且つ」を「かつ」に改める。

附則第二十一項を次のように改める。

21　この法律による組合員であって前項の規定により健康保険法による保険給付を受けることとなった者に対する同法第五十八条の規定の適用については、同条第二項中「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）ニ依ル障害厚生年金」とあるのは「私立学校教職員共済組合法ニ依ル障害共済年金」と、「障害厚生年金ノ額」とあるのは「障害共済年金ノ額」と、「当該障害厚生年金」とあるのは「当該障害共済年金」と、同条第三項中「厚生年金保険法ニ依ル障害手当金」とあるのは「私立学校教職員共済組合法ニ依ル障害一時金」と、「当該障害手当金」とあるのは「当該障害一時金」とし、この法律による組合員であって前項の規定により厚生年金保険の被保険者となった者に対する第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法第六十六条の規定の適用については、同条第五項中「障害共済年金」とあるのは「厚生年金保険法による障害厚生年金」と、同条第六項中「障害一時金」とあるのは「厚生年金保険法による障害手当金」とする。

附則第二十六項から第三十五項までを削る。

（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二条　私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「附則第十八項」を「附則第二十項」に改める。

附則第四項中「附則第十八項」を「附則第二十項」に改め、同項第二号中「同法」を「旧法」に改め、「附則第八項第二号において」及び「（以下「恩給財団における従前の例」という。）」を削る。

附則第六項の前の見出し及び同項を次のように改める。

（施行日前に給付事由が生じた年金である給付の額の改定等）

6　前項に規定する給付のうち年金である給付並びに私立学校教職員共済組合（以下「組合」という。）が新法附則第十一項の規定により権利義務を承継したことにより支給すべき義務を負う恩給財団の年金及び旧法附則第二十項の規定により恩給財団における従前の例によることとされた年金（次項及び附則第八項において「旧法の規定による年金等」という。）の額については、国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第三条の二の規定により国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）による改正前の国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）による年金である給付の額を改定する措置が講じられる場合には、当該措置が講じられる月分以後、当該措置を参酌して、政令で定めるところにより改定する。

附則第八項から第十一項までを削る。

附則第七項の表以外の部分を次のように改め、同項を附則第十一項とする。

前項の規定は、昭和二十九年一月一日以後引き続き組合員であった更新組合員で次の表の上欄に掲げる者に該当するもののうち、組合員期間がそれぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であり、かつ、その組合員期間に同日まで引き続く文部省令で定める学校法人等における文部省令で定める在職期間（組合員期間を除く。）を算入するとしたならば、その期間が二十年以上となる更新組合員について準用する。この場合において、同項の表の下欄中

「附則第十項」とあるのは、「附則第十一項」と読み替えるものとする。

附則第六項の次に次の四項を加える。

7　前項の規定による旧法の規定による年金等（附則第五項に規定する給付のうち年金である給付を除く。）の額の改定により増加する費用は、組合の負担とし、その費用については、日本私学振興財団が、文部大臣の定めるところにより、日本私学振興財団法（昭和四十五年法律第六十九号）第二十条第一項第三号の助成を行うものとする。

8　旧法の規定による年金等の支給期月については、国家公務員等共済組合法第七十三条第四項の規定を準用する。

（組合員期間の計算の特例）

9　更新組合員に係る新法附則第十四項に規定する恩給財団の加入教職員であった期間のうち、昭和二十九年一月一日まで引き続く期間以外の期間については、これと同日後にその者が組合員となった後の組合員期間とを合算しても二十年（恩給財団における従前の例による者であった更新組合員に係るものにあっては、十五年）に満たないときは、同項の規定は適用しない。

（更新組合員に対する退職共済年金等に関する経過措置）

10　施行日の前日に恩給財団における従前の例による者であった更新組合員であって組合員期間が十五年以上であるものに対する新法第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十六条第一項第一号	組合員期間等（組合員期間、組合員期間以外の国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間、同条第三項に規定する保険料免除期間及び同法附則第七条第一項に規定する合算対象期間を合算した期間をいう。以下同じ。）が二十五年以上である者	私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号）附則第十項に規定する更新組合員（以下「特定更新組合員」という。）
第七十六条第二項	組合員期間等が二十五年以上である組合員	特定更新組合員
	であるもののその組合員期間等が二十五年以上	であるものが特定更新組合員
第七十七条第二項第一号	組合員期間が二十五年以上である者	特定更新組合員
第七十七条第二項第二号	二十五年未満である者	二十五年未満である者（特定更新組合員を除く。）
第七十八条第一項	退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。）	退職共済年金
	その権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であったときは、前条第四項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至った当時。第三項において同じ。）	その権利を取得した当時
第七十九条第三項	二十年以上であるもの	二十年以上であるもの及び特定更新組合員に該当して支給されるもの
第八十八条第一項第四号	組合員期間等が二十五年以上である者	特定更新組合員
第八十九条第一項第二号ロ(1)	組合員期間が二十五年以上である者	特定更新組合員
第八十九条第一項第二号ロ(2)	二十五年未満である者	二十五年未満である者（特定更新組合員を除く。）
第九十条	遺族共済年金（第八十八条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金でその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるものを除く。）	遺族共済年金
附則第十二条の三第一項第一号	組合員期間等が二十五年以上である者	特定更新組合員
附則第十二条の三第二項	組合員期間等が二十五年以上である組合員	特定更新組合員
	であるものの組合員期間等が二十五年以上	であるものが特定更新組合員
附則第十二条の四第一項第一号	四百二十月を超えるときは、四百二十月	二百四十月未満であるときは二百四十月とし、四百二十月を超えるときは四百二十月とする。
附則第十二条の四第二項	第七十七条第二項各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号	第七十七条第二項第一号
附則第十二条の六	退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。）	退職共済年金
附則第十二条の七第一項及び第二項	組合員期間が二十年以上である者	特定更新組合員
附則第十二条の八第一項、第二項及び第九項	組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者	特定更新組合員

附則第十二項及び第十三項を次のように改める。

12　施行日の前日に恩給財団における従前の例による者であった更新組合員が退職共済年金

（その額の算定の基礎となる組合員期間が十五年以上であるものに限る。）又は障害共済年金を受ける権利を有することとなつた場合において、その者につき恩給財団における従前の例による控除すべき金額があるときは、当該控除すべき金額の合計額（以下この項及び次項において「控除額」という。）に相当する金額を、当該退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、組合に納付しなければならない。この場合において、控除額に相当する金額の組合への納付については、国家公務員等共済組合法附則第十二条の十二第二項及び第三項の規定を準用する。

13　前項に規定する更新組合員の遺族（新法第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族をいう。以下同じ。）が遺族共済年金を受ける権利を有することとなつたときは、控除額に相当する金額（前項の規定により納付されたものがあるときは、その納付された金額を控除した金額）を、当該遺族共済年金を受ける権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、組合に納付しなければならない。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

附則第二十項及び第二十一項を削る。

附則第十九項を附則第二十一項とし、附則第十八項を附則第二十項とし、附則第十七項中「附則第十四項（附則第十五項」を「附則第十七項（前項」に改め、同項を附則第十九項とする。

附則第十六項を削る。

附則第十五項中「附則第六項」を「附則第十項」に改め、同項を附則第十八項とする。

附則第十四項中「附則第六項」を「附則第十項」に、「更新組合員に対する退職給付」を「旧法の規定による退職一時金の支給を受けた更新組合員に係る退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金に係る支給額に相当する金額の返還」に、「（昭和三十三年法律第百二十九号）第十三条、第十三条の二、第十七条から第十八条まで」を「第十四条第三項及び第十五条第三項」に、「に対する障害給付」を「に係る旧法の規定による障害年金の支給の停止及び額の改定」に、「、第二十条から第二十六条まで（第二十二条第一項第一号及び第三号並びに第二十四条を除く。）」を「及び第十八条」に、「更新組合員に対する遺族給付」を「施行日以後における更新組合員の職務傷病による障害共済年金及び遺族共済年金に関する規定の適用」に、「第二十七条から第三十二条の四まで」を「第十六条及び第十七条の規定を、更新組合員に係る旧法の規定による遺族年金の失権については同法第十九条」に改め、同項を附則第十七項とする。

附則第十三項の次に次の三項を加える。

14　更新組合員（附則第十項に規定する更新組合員、附則第十一項に規定する更新組合員又は組合員期間が二十年以上である更新組合員に限る。）に対する新法第二十五条の規定の適用については、同条中「第十二条の六まで」とあるのは、「附則第十二条の六まで、附則第十二条の八」とし、当該更新組合員に対する同条において準用する国家公務員等共済組合法附則第十二条の三第一項の規定の適用については、同項第一号中「六十歳に達した日以後に退職したとき、又は退職した後に組合員となることなくして六十歳に達したとき」とあるのは「退職したとき」と、同項第二号中「六十歳に達した日以後に退職し、又は退職した後に六十歳に達した者」とあるのは「退職した者」とする。

15　前項の更新組合員に支給する新法第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法附則第十二条の三の規定による退職共済年金は、その者が六十歳（その者が、同法附則別表第一の上欄に掲げる者であるとき、又は同法附則別表第二の上欄に掲げる者であり、かつ、その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職（同法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。以下同じ。）をした者で政令で定めるものに該当するときは、これらの表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれこれらの表の中欄に掲げる年齢。以下この項において同じ。）未満であるときは、六十歳未満である間、その支給を停止する。

16　附則第十四項の更新組合員に支給する新法第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法附則第十二条の三の規定による退職共済年金の額のうち、当該年金の額（同法第七十八条第一項に規定する加給年金額を除く。）に旧長期組合員であつた期間の月数を当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額については、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる旧長期組合員であつた期間の区分に応じ、それぞれ、第一号の期間に係るものにあつては同号に定める年齢に達した日以後その全額を支給し、第二号の期間に係るものにあつては同号に定める年齢に達するまではその百分の七十に相当する金額、同号に定める年齢に達した日以後はその全額を支給する。

一　旧長期組合員であつた期間（恩給財団における従前の例による者であつた期間を除く。）　五十歳

二　恩給財団における従前の例による者であつた期間　四十五歳

附則第二十二項及び第二十三項を削る。

（昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第三条　昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「（退職給付、障害給付及び遺族給付をいう。以下同じ。）」を削り、「組合員であつた期間」を「組合員期間」に改める。

附則第五項中「組合員であつた期間」を「組合員期間」に改める。

附則第六項の見出し中「組合員であつた期間」を「組合員期間」に改め、同項中「組合員であつた期間」を「組合員期間」に、「平均標準給与」を「平均標準給与月額」に改める。

附則第十項中「に対する退職年金の額については」を「につき恩給財団（法附則第十一項の恩給財団をいう。）における従前の例による控除すべき金額がある場合においては」に、「附則第四項（第四号を除く。）、第八項から第十一項まで」を「附則第十二項及び第十三項」に改め、同項後段を削る。

附則第十一項を削る。

附則第十二項中「前二項」を「前項」に、「附則第十四項」を「附則第十七項」に改め、同項を附則第十一項とする。

附則第十三項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を附則第十二項とする。

附則第十四項を削る。

附則第十五項中「附則第十二項（附則第十三項」を「附則第十一項（前項」に、「附則第十四項」に改め、同項を附則第十三項とし、附則第十六項から第二十二項までを二項ずつ繰り上げる。

附則第二十三項及び第二十四項を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

（組合員期間の計算に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第十七条の規定は、私立学校教職員共済組合（以下「組合」という。）の組合員（以下単に「組合員」という。）がこの法律の施行の日（以下「施行日」

という。）以後に組合員の資格を喪失した場合（同条第二項については、組合員の資格を取得した場合。以下この条において同じ。）における組合員期間の計算について適用し、施行日前に組合員の資格を喪失した場合における組合員期間の計算については、なお従前の例による。

（標準給与に関する経過措置）

第三条　施行日前に組合員の資格を取得して施行日まで引き続き組合員の資格を有する者（昭和六十一年四月から標準給与が改定されるべき者を除く。）のうち、同月の標準給与の月額が四十六万円である者（その標準給与の月額の基礎となった給与月額が四十六万五千円未満である者を除く。）の同月から同年九月までの標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となった給与月額を改正後の法第二十二条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

（施行日前の期間を有する組合員の平均標準給与月額）

第四条　施行日の前日において組合員であった者で施行日以後引き続き組合員であるものについて施行日まで引き続く組合員期間に係る平均標準給与月額（改正後の法第二十三条に規定する平均標準給与月額をいう。以下同じ。）を計算する場合においては、その者の施行日前の組合員期間のうち昭和五十六年四月一日以後の期間で施行日まで引き続いているものの各月における標準給与の月額（その者が昭和六十年三月三十一日以前から引き続き組合員であった者（これに準ずる者として政令で定める者を含む。）である場合には、その額に国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第　号。以下この条において「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。）附則第九条第一項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を加えた額。以下この項において同じ。）の合算額を当該期間の月数で除して得た額に、施行日前五年間における標準給与の月額の平均額に対する施行日まで引き続く組合員期間に係る平均標準給与月額の標準的な比率に相当するものとして、組合員共済改正法附則第九条第二項の補正率の算出方法を参酌して算出される政令で定める比率を乗じて得た額をもって、その者の当該施行日まで引き続く組合員期間の計算の基礎となる各月における標準給与の月額とみなす。

2　施行日前に退職した者についてその施行日前の退職に係る組合員期間に係る平均標準給与月額を計算する場合においては、その者の当該退職に係る組合員期間ごとに、施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた通算退職年金の額（同日において通算退職年金を受ける権利を有していなかった者にあっては、当該退職時に通算退職年金の給付事由が生じていたとしたならば同日において受けるべきであった通算退職年金の額）の算定の基礎となっている旧平均標準給与月額（第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法第二十三条に規定する平均標準給与の月額をいい、その者が昭和六十年三月三十一日以前に退職した者（これに準ずる者として政令で定める者を含む。）である場合には、その額を、昭和六十年国家公務員共済改正法附則第九条第三項の政令で定めるところにより改定した額を参酌して政令で定めるところにより改定した額とする。）に、組合員の退職前一年間における標準給与の月額の平均額に対する退職前五年間における標準給与の月額の平均額の標準的な比率に相当するものとして、組合員期間の年数に応じ、昭和六十年国家公務員共済改正法附則第九条第四項の五年換算率を参酌して政令で定める比率及び前項の政令で定める比率を乗じて得た額をもって、その者の当該退職に係る組合員期間の計算の基礎となる各月における標準給与の月額とみなす。

3　前二項に定めるもののほか、施行日前の組合員期間に係る平均標準給与月額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

（給付の非課税に関する経過措置）

第五条　施行日以後において支給を受ける従前の例によることとされた組合の給付に対する租税その他の公課については、なお従前の例による。

（国の補助の特例）

第六条　国は、改正後の法第三十五条第一項の規定によるほか、毎年度、予算で定めるところにより、組合が当該事業年度において支払う長期給付に要する費用のうち、次に掲げる額を補助することができる。

一　昭和三十六年四月一日前の組合員期間に係る長期給付に要する費用として政令で定める部分に相当する額に、百分の二十以内で政令で定める割合を乗じて得た額

二　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第　号）第一条の規定による改正前の国民年金法（以下この号において「旧国民年金法」という。）による老齢年金（老齢福祉年金を除く。）の額に相当する部分（旧国民年金法第二十七条第一項及び第二項に規定する額に相当する部分を除く。）として政令で定める部分に相当する額の四分の一

2　国は、前項の規定により補助する金額を、政令で定めるところにより、組合に交付しなければならない。

（政令への委任）

第七条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

（労働者災害補償保険法の一部改正）

第八条　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三号中「（昭和三十三年法律第百二十八号）」の下に「又は私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）」を加える。

（社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正）

第九条　社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「第百十三条の二第一項」の下に「又は私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十七条の三第一項」を加える。

（国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正）

第十条　国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「第二十条（給付）」を「第二十条第二項（長期給付）」に改める。

（厚生年金保険法の一部改正）

第十一条　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「国家公務員等共済組合の組合員」を「適用対象共済組合各法（国民年金法第五条第五項に規定する適用対象被用者年金各法のうち、この法律を除いたものをいう。以下同じ。）に定める共済組合の組合員（以下「適用対象組合員」という。）」に改める。

第三十八条第一項中「国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）」を「適用対象共済組合各法」に、「国家公務員等共済組合各法による」を「適用対象共済組合各法による」に改め、同条第二項中「国家公務員等共済組合法」を「適用対象共済組合各法」に改める。

第四十四条の三第一項、第五十四条の二、第六十四条の二、第六十九条及び第百条の二中「国家公務員等共済組合法」を「適用対象共済組合各法」に改める。

第百二十四条及び附則第四条の三第五項中「国家公務員等共済組合の組合員」を「適用対象組合員」に改める。

附則第七条の二の見出し中「国家公務員等共済組合の組合員」を「適用対象組合員」に改め、同条第一項中「国家公務員等共済組合の組合員」

を「適用対象組合員」に、「当該組合員」を「当該適用対象組合員」に改め、同条第二項中「組合員」を「適用対象組合員」に改める。

附則第二十八条の五の前の見出し及び同条第一項中「国家公務員等共済組合」を「適用対象共済組合」に改める。

（国民年金法の一部改正）

第十二条　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「国家公務員等共済組合」の下に「若しくは私立学校教職員共済組合」を加える。

第五条第五項中「及び第二号」を「、第二号及び第四号」に改め、同条第六項中「国家公務員等共済組合連合会」を「年金保険者たる共済組合」に改め、同条に次の一項を加える。

7　この法律において、「年金保険者たる共済組合」とは、国家公務員等共済組合連合会又は私立学校教職員共済組合をいう。

第三十条の二第四項中「第三項」及び「第八十四条」の下に「（私立学校教職員共済組合法第二十五条において準用する場合を含む。）」を加える。

第九十四条の二第二項中「国家公務員等共済組合連合会」を「年金保険者たる共済組合」に改める。

第九十四条の三第一項中「国家公務員等共済組合連合会にあつては、国家公務員等共済組合にあつては、当該年金保険者たる共済組合」に改め、「（国家公務員等共済組合連合会」の下に「にあつては、国家公務員等共済組合連合会」を加え、「第三号被保険者とする」を「第三号被保険者とし、その他の年金保険者たる共済組合にあつては、当該共済組合の組合員である第二号被保険者及びその被扶養配偶者である第三号被保険者とする」に改め、同条第三項中「国家公務員等共済組合連合会」を「年金保険者たる共済組合」に改める。

第九十四条の四第一項中「国家公務員等共済組合連合会に対し、大蔵大臣」を「年金保険者たる共済組合に対し、当該年金保険者たる共済組合を所管する大臣」に、「国家公務員等共済組合連合会に係る」を「当該年金保険者たる共済組合に係る」に改め、同条第二項中「国家公務員等共済組合連合会」を「各年金保険者たる共済組合」に、「大蔵大臣」を「当該年金保険者たる共済組合を所管する大臣」に改め、同条第三項中「大蔵大臣」を「年金保険者たる共済組合を所管する大臣」に改める。

第百一条第一項中「国家公務員等共済組合連合会」を「年金保険者たる共済組合」に改め、同条第六項中「国家公務員等共済組合」に、「国家公務員等共済組合法」を「当該年金保険者たる共済組合に係る被用者年金各法」に、「同法」を「当該被用者年金各法」に改め、同条第七項中「国家公務員等共済組合連合会」を「年金保険者たる共済組合」に改める。

第百八条の二中「大蔵大臣」を「年金保険者たる共済組合を所管する大臣」に、「国家公務員等共済組合連合会に」を「その大臣が所管する年金保険者たる共済組合に」に、「国家公務員等共済組合連合会の」を「当該年金保険者たる共済組合の」に改める。

附則第二条の二の見出しを「（用語の定義の特例）」に改め、同条第一項中「第五条第六項」を「第五条第七項」に改め、同条第二項を削る。

附則第三条第一項第一号中「国家公務員等共済組合」を「適用対象共済組合（第五条第一項第二号又は第四号に掲げる法律によつて組織された共済組合をいう。以下同じ。）」に改める。

附則第七条の四第二項中「国家公務員等共済組合の組合員」を「適用対象共済組合の組合員（以下「適用対象組合員」という。）」に改める。

附則第七条の五第一項中「国家公務員等共済組合」を「適用対象共済組合」に改め、同条第二項中「国家公務員等共済組合」を「適用対象組合員」に、「当該組合員」を「当該適用対象組合員」に、「当該組合員」を「当該適用対象組合員」に改め、同条第三項中「国家公務員等共済組合法」を「当該共済組合に係る被用者年金各法」に、「同法」を「当該被用者年金各法」に改める。

附則第七条の六第一項中「第百十三条の二第一項」の下に「若しくは私立学校教職員共済組合法第四十七条の三第一項」を加え、同条第二項中「第百十三条の二第一項」の下に「又は私立学校教職員共済組合法第四十七条の三第一項」を加え、「同項の規定」を「これらの規定」に改める。

附則第九条の四第一項中「国家公務員等共済組合」を「適用対象共済組合」に改める。

（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正）

第十三条　通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三十条を次のように改める。

第三十条　削除

（印紙税法の一部改正）

第十四条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三中「第二十六条第二号（福祉事業）の貸付け並びに同条第三号及び第四号」を「第二十六条第三号（福祉事業）の貸付け並びに同条第四号及び第五号」に改める。

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）

第十五条　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第九十六条第一項、第二項及び第四項中「組合員であつた期間と」を「組合員期間と」に改める。

（昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第十六条　昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十三項を削り、附則第十四項を附則第十三項とする。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十七条　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第　号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「国家公務員等共済組合」の下に「及び私立学校教職員共済組合」を加え、同条第三項中「又は国家公務員等共済組合」を「、国家公務員等共済組合又は私立学校教職員共済組合」に改め、「第百三条第一項」の下に「及び私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第三十六条第一項」を加える。

附則第五条第八号の三に次のように加える。

八　新私立学校教職員共済組合法

附則第五条中第八号の三を第八号の四とし、第八号の二の次に次の一号を加える。

八の三　新私立学校教職員共済組合法　私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第　号。以下「昭和六十年私立学校教職員共済改正法」という。）第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法をいう。

附則第五条第九号中「被用者年金保険者」の下に「、年金保険者たる共済組合」を、「同条第六項」の下に「、同条第七項」を加え、同条第十九号中「第八号の三ロ」を「第八号の四ロ及びハ」に改め、同条に次の一号を加える。

二十　適用対象共済組合　国家公務員等共済組合又は私立学校教職員共済組合をいう。

附則第七条第二項中「第十四号」を「第十五号」

に改める。

附則第八条第二項に次の一号を加える。

三　私立学校教職員共済組合の組合員期間（他の法令の規定により私立学校教職員共済組合の組合員期間とみなされる期間に係るものを含む。）

附則第八条第六項第四号の二及び第七号の二中「国家公務員等共済組合」を「適用対象共済組合」に改める。

附則第八条の二の見出し中「国家公務員等共済組合」を「適用対象共済組合」に改め、同条中「国家公務員等共済組合の組合員」を「適用対象組合員」に改める。

附則第十一条第五項及び第六項中「国家公務員等共済組合」を「適用対象共済組合」に改める。

附則第十二条第一項第八号中「から第五号まで」を「及び第五号」に改め、同項第十四号を同項第十五号とし、同項第十三号中「国家公務員等共済組合」を「適用対象共済組合」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十二号の次に次の一号を加える。

十三　昭和六十年私立学校教職員共済改正法第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号）附則第十項（同法附則第十八項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた新私立学校教職員共済組合法第二十五条において準用する新国家公務員等共済組合法による退職共済年金を受けることができること。

附則第二十二条、第二十六条第一項、第二十七条及び第三十一条第一項中「国家公務員等共済組合」を「適用対象共済組合」に改める。

附則第三十五条第二項中「国家公務員等共済組合」を「適用対象共済組合」に、「国家公務員等共済組合連合会又は国家公務員等共済組合法第百十六条第五項に規定する公共企業体等の組合」を「年金保険者たる共済組合」に改め、同項第一号中「附則第三十一条第一項第二号」の下に「及び昭和六十年私立学校教職員共済改正法附則第六条第一項第二号」を加える。

附則第四十八条の二の見出し中「国家公務員等共済組合」を「適用対象共済組合」に改め、同条中「国家公務員等共済組合の組合員」を「適用対象組合員」に改める。

附則第六十三条第一項及び第八十六条第一項中「国家公務員等共済組合」を「適用対象共済組合」に改める。

昭和六十年十二月十六日印刷
昭和六十年十二月十七日発行
参議院事務局
印刷者　大蔵省印刷局
C